

令和8年度死亡した野生いのししの豚熱等感染状況調査業務実施仕様書

1 目的

県内に生息する野生いのししへの豚熱等の浸潤状況を把握し当該地域の豚飼養農場等への豚熱等の侵入リスク低減を図るために実施する豚熱サーベイランスにかかる死亡した野生いのししからの検査材料の採取及び送付を委託するため。

2 契約について

単価契約とする。

3 支払条件

県に送付された検査頭数に対して契約単価を乗じた額の総額を確定額として支払う。

4 業務内容

- (1) 作業内容 検査材料の採取及び送付
- (2) 対象地域 広島県内
- (3) 検査予頭数 10頭（上限）
- (4) 契約期間 契約日～令和9年3月24日（水）
- (5) 検査対象 広島県内で発見された死亡いのしし
- (6) 業務の流れ

ア 県は、検査対象となる死亡いのししの連絡があった際に状況を確認し、検体の採取が可能と判断された場合に受注者に連絡。

イ 連絡を受けた受注者は、現地へ出発。

ウ 受注者は現地到着後、検体個票を作成し、検査材料として耳介を採取。

エ 採材後、受注者はいのししを適切に処理し、周囲を消毒。

オ 受注者は、検査材料及び個体個票を県へ送付。

(7) 作業内容

ア 検査材料採取及び送付に係る業務

（契約単価）×（検査頭数）

イ 採材準備等に係る業務

（契約単価）×一式

5 業務履行に係る条件

(1) 検査材料の採取及び送付とは、検査材料を採材し、検査材料及び検体個票を県に送付するまでとする。しかし、検査材料が検査に適さない場合は、原則、検査頭数に加えないこととする。

(2) 検査材料は、原則、県が後日指定する送付日のうち直近の日に送付することとし、遅くとも採材後1週間以内に県の検査施設に送付すること。

ただし、盆及び年末年始等の長期休暇期間については、県と対応を協議すること。

(3) 検査材料の保存・送付は、冷蔵（クールまたはチルド）とすること。ただし、長期休暇期間等の長期に保存が必要な場合は、県の指示に従うこと。

(4) 本業務の実施に係る資材は、原則、受注者が購入することとする。

ただし、県が必要と認めた資材は、県が提供できることとする。

(5) 検査材料の採取及び送付にあたっては、次の資料を基に、病原体の拡散防止に留意し、適切に実施すること。

参考資料：CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き
(令和2年3月 環境省・農林水産省)

(6) 業務を適正かつ円滑に実施するため、県と連携を保ちながら、作業を実施すること。

6 報告書の提出

業務が完了したときは、業務の結果を取りまとめ、報告書を1部作成し、委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けること。